

次期川崎競輪開催業務等包括委託について

1 競輪事業特別会計の概要

- ◆競輪事業特別会計は、本事業に携わる職員等の人件費や委託経費を含め、競輪事業の実施に必要な経費を全て競輪事業収入等で賄っている。
- ◆昭和24年の川崎競輪場の開設以来、一般会計から競輪事業特別会計への繰入はない。累計で約1,288億円(令和元年度末現在)を一般会計に繰り出している。
- ◆競輪事業特別会計は、平成27年度から神奈川県川崎競馬組合配分金収入※を歳入としている。この歳入額と競輪事業の収益額を併せて一般会計に繰り出している。

2 令和元年度競輪事業特別会計決算について

- ◆競輪開催に伴う車券売上金が歳入全体の95%程度を占めており、これらの収入から職員等の人件費、包括委託料、払戻金等の経費を支払い、その差額が単年度収益となる。
- ◆単年度の収益から一般会計への繰り出しを行っている。
- ◆一般会計への繰り出し後に競輪場の施設整備を目的とした「競輪施設等整備事業基金」や安定的な競輪事業を運営するための「競輪事業運営基金」への積立を行っている。
- ◆基金の積立後の残額を次年度繰越金として次年度の競輪事業特別会計に繰り越している。
- ◆本資料では、令和元年度競輪事業特別会計歳入歳出決算から神奈川県川崎競馬組合配分金収入を除いた競輪事業分の歳入・歳出経費のみを計上している。

	令和元年度決算	備考
A 競輪事業収入	17,066,160,343	
a 車券売上金	16,589,850,800	川崎市営競輪の車券売上収入
b 受託場外収入	172,136,308	他の競輪場で行われるレースを川崎競輪場で発売する「場外車券発売」における競輪場使用料等の収入
c その他	304,173,235	他の競輪施行者が川崎競輪場を借り上げ競輪を開催する「借上開催」に伴う競輪場使用料等の収入など
B 基金繰入金	0	
a 競輪施設等整備事業基金繰入金	0	競輪施設等整備事業基金から競輪事業特別会計への繰入額
b 競輪事業運営基金繰入金	0	競輪事業運営基金から競輪事業特別会計への繰入額
C 前年度繰越金	27,387,739	
D 歳入計	17,093,548,082	

E 競輪事務費	203,037,985	
a 職員経費	153,140,061	職員の給料、手当、共済費等
b 非常勤・臨時職員経費	48,679,480	非常勤職員及び臨時職員の報酬・賃金、共済費等
c その他	1,218,444	
F 競輪開催費	16,448,413,343	
a 包括委託料	664,999,239	包括委託事業者へ支払う委託料。車券売上金の3.69%＋消費税等。
b 従事員経費	53,532,572	車券の発売・払戻、場内警備、施設管理等の業務を担う従事員の人件費相当額
c 職員・非常勤手当等	11,203,953	競輪開催時の職員の時間外手当、非常勤職員の旅費等
d 全国競輪施行者協議会負担金	132,953,115	川崎市を含めた全国43の競輪施行者を会員とする「(公社)全国競輪施行者協議会」への負担金。これを基に、電話投票システムの利用料や選手の旅費等が支出されている。
e 競輪振興法人交付金	324,573,426	自転車等機械工業の振興や体育・社会福祉の振興等を行う競輪振興法人「(公財)JKA」への交付金(車券売上金の約1.9%)
f 払戻金及び返還金	12,444,552,155	車券売上金の75%が払戻金となる。また、車券発売後に車券に表示された選手が出走しなかった場合などは、返還金として購入者に返還される。
g 選手賞金	589,666,200	
h その他	2,226,932,683	川崎市営競輪の車券を他の競輪場、専用場外車券売場で発売した際に場外車券売場に支払う「依頼場外経費」やインターネット投票の売上に応じて各事業者へ支払う「インターネット投票業務委託料」など
G 競輪場整備費	50,134,780	競輪場の施設整備や修繕に係る経費
H 歳出計	16,701,586,108	

単年度収益 (D 歳入計 - H 歳出計)	391,961,974	
a 一般会計繰出金(競輪事業分)	130,000,000	競輪事業特別会計から一般会計への繰出額
b 競輪施設等整備事業基金積立金	204,506,467	競輪事業特別会計から競輪施設等整備事業基金への積立額
c 競輪事業運営基金積立金	17,322,360	競輪事業特別会計から競輪事業運営基金への積立額

(1) 競輪事業特別会計の基金

◆競輪施設等整備事業基金

- 競輪施設等の整備事業資金に充てることを目的に平成9年度に設置。施設の整備状況や競輪事業特別会計の収支状況を勘案し、積立及び取崩しを行っている。
- 令和元年度末の残高は約9.9億円

◆競輪事業運営基金

- 競輪事業の円滑な運営のための資金に充てることを目的に平成13年度に設置。競輪開催の中止など不測の事態に対応するため、競輪事業特別会計の収支状況を勘案し、積立を行っている。
- 令和元年度末の残高は約6.8億円

(2) 神奈川県川崎競馬組合配分金収入※について

◆これまでの経過

- 平成7年度から平成11年度までの5年における競輪事業特別会計から旧競馬事業特別会計への貸付金31.5億円は、一部事務組合である神奈川県川崎競馬組合が平成12年4月に発足したことに伴い、旧競馬事業特別会計が廃止され、特別会計条例において旧競馬事業特別会計に属する現金、債権及び債務は競輪事業特別会計に帰属するものとし、消滅した。
- その際、競馬組合の経営が安定し、構成団体である川崎市への収益配分金が出た場合には、この配分金を競輪事業特別会計に優先的に繰り入れることとし、平成12年度決算から、主要施策の成果説明書に貸付相当額として明記している。

◆神奈川県川崎競馬組合からの配分金収入の取扱い

- 神奈川県川崎競馬組合からの配分金は、平成27年度に初めて3,000万円が繰り入れられ、令和元年度末現在で、合計5億5,000万円が繰り入れられている。
- この配分金は、上記の考えから、競輪事業特別会計の歳入とし、競輪事業分の収益金と併せ、一般会計へ繰り出している。

単位:千円

年度	競馬組合配分金	競輪事業分収益金	一般会計繰出金	旧競馬事業特別会計への貸付相当額
平成11年度末	—	100,000	100,000	3,143,869
平成27年度	30,000	100,000	130,000	3,113,869
平成28年度	70,000	100,000	170,000	3,043,869
平成29年度	120,000	130,000	250,000	2,923,869
平成30年度	150,000	130,000	280,000	2,773,869
令和元年度	180,000	130,000	310,000	2,593,869